

同時発表：環境省、農林水産省

令和8年10月30日
総合政策局環境政策課

地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の認定について ～令和8年度第2回認定を行いました～

令和7年4月、「地域における生物多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行され企業等による生物多様性の増進計画について主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）による認定制度が開始されました。

この度、本法に基づく令和8年度2回目の認定として、122か所を自然共生サイトとして認定しました。

1. 背景

我が国では、2023年3月に改定を行った「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30目標）を位置付けています。

2. 自然共生サイト及び増進活動実施計画等について

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として、認定する取組を令和5年度から開始しました。

さらに、これらの活動を更に促進するため、令和7年4月から、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行されました。本法に基づいて、企業やNP0等が作成・実施する「増進活動実施計画」や、市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」が、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）により認定されます。

3. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画 認定結果（令和8年度第2回）について

有識者審査を経て、この度、116か所の「増進活動実施計画」及び6か所の「連携増進活動実施計画」について、主務大臣により認定されました。

なお、個別地区の概要は「自然共生サイト検索ナビ」より御覧ください

<https://biodiversitymap.env.go.jp/portal/apps/experiencebuilder/experience/?id=700ed6b4d37c4fa1ab5775f68071a457>

<添付資料>

- 別添1 増進活動実施計画 令和8年度第2回認定一覧
- 別添2 連携増進活動実施計画 令和8年度第2回認定一覧
- 別添3 自然共生サイトと地域生物多様性増進法について

<問い合わせ先>

総合政策局環境政策課 馬場、精松

TEL：03-5253-8111（内線 24323、24332）、03-5253-8262（直通）

